

産業建設委員会会議録

日時 令和3年5月13日（木曜日）

午前10時開会 午前11時閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

4 閉会

出席委員（7名）

委員長 勝田達也

副委員長 平石勝司

委員 内田卓男

委員 寺内充

委員 矢口清

委員 柳澤明

委員 小坂博

欠席委員（1名）委員 柏村忠志

説明のため出席した者（15名）

副市長	栗原 正夫	産業経済部長	佐藤 亨
都市政策部長	船沢 一郎	建設部長	岡田 美徳
商工観光課長	羽成 健之	農林水産課長	黒須 清一
農業委員会事務局長	羽成 信明	都市計画課長	飯泉 貴史
都市整備課長	平井 康裕	建築指導課長	櫻井 良哉
道路管理課長	浅岡 武徳	道路建設課長	草間 正志
住宅営繕課長	大貫 三千夫	下水道課長	滝田 昌暁
水道課長	和田 利昭		

傍聴者 0名

事務局職員出席者 主任 松本 裕司

○勝田委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。委員会の服装について、5月から上着・ネクタイを着用しなくともよいクールビズを実施しています。また、柏村委員からは、欠席の連絡をいただいております。会議に先立ちまして新年度最初の委員会ですので、執行部の皆さんから機構順に、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○栗原副市長 副市長栗原でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤産業経済部長 産業経済部佐藤でございます。

○羽成商工観光課長 商工観光課長の羽成でございます。前年に引き続きよろしくお願いいたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課，黒須でございます。

○羽成農業委員会事務局長 農業委員会事務局長の羽成でございます。

○船沢都市政策部長 都市政策部の船沢でございます。よろしくお願いいたします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課の飯泉でございます。よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課の平井でございます。よろしくお願いいたします。

○櫻井建築指導課長 建築指導課の櫻井でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○岡田建設部長 建設部長の岡田です。引き続きよろしくお願いいたします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課の浅岡でございます。よろしくお願いいたします。

○草間道路建設課長 道路建設課の草間でございます。前年度に引き続きよろしくお願いいたします。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課の大貫でございます。よろしくお願いいたします。

○滝田下水道課長 下水道課の滝田です。よろしくお願いいたします。

○和田水道課長 水道課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

○勝田委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、案件のある方以外は、御退席いただいて結構です。お疲れ様でございました。

(執行部退席)

○勝田委員長 それでは、協議に入ります。次第(1)臨時会上程議案等について、①令和3年度土浦市一般会計補正予算(第3回)(案)について、執行部から説明願います。

○羽成商工観光長課長 令和3年度土浦市一般会計補正予算について、御説明申し上げます。第6款商工費2目商工業振興費ですが、記載の2つの事業に係る要求です。コロナに負けるな！応援チケットプレミアム付商品券発行事業と土浦市事業者支援一時金支給事業と、いずれも新型コロナに係る市の独自支援策となっています。現在、全国各地でコロナ感染者が急増し、緊急事態宣言などによる感染抑止の対策強化に伴いまして、経済への更なる打撃が避けられない状況となってきています。また、民間の企業情報調査のデータを見ますと、昨年度の土浦市内事業者の倒産状況は、15件と県内でも最も多く、終わりの見えないコロナ禍での息切れ倒産といった状況が迫っていることも伺えるところです。今後、第4波の推移次第では、景気低迷の長期化、事業継続への影響も避けられない状況となってきますことから、市の独自支援策に係る補正予算を計上させていただくものであります。それぞれの事業について御説明いたします。資料の2ページをお願いします。まず1つ目の事業、コロナに負けるな！応援チケット（プレミアム付商品券）発行事業につきましても、地域経済の回復に向けた施策ということで、昨年度も政策討論会の意見などを頂戴しながら実施させていただいたところですが、今年度も長引くコロナの影響による地域経済の再生・活性化を図りますため、この応援チケットの発行を通しまして、購買意欲の向上と地元消費の拡大を図り、事業者支援へとつなげてまいりたいと考えています。昨年度の実施に当たりましては、プレミアム分を含んだ発行総額が、10億800万円と、プレミアム率を50パーセントに引き上げまして、そのプレミアム分を特に、外出自粛や営業自粛などにより売上が大きく減少した業種に対する支援としまして、飲食店、理・美容、花・植木小売、農産品、バス・タクシーや旅館業などをはじめ、コロナにより大きな影響を受けた様々な業種に限定し使用できる事業者応援券を設け、多くの店で利用いただけるようにしたところでした。最終登録店は747店舗となりまして、特別応援店が370店舗、また特別応援店370店舗の約7割260店舗ほどが飲食関係という状況でした。最終的な換金率は、99.25パーセント、10億39万9,000円と、市内において多くの消費が生まれまして、地元消費の拡大、経済の押し上げ効果も図られたものと思われるところです。今回も、基本的な制度設計は、同様に考えていますが、更なる消費刺激効果を期待しますとともに、所得が減ってしまった個人の生活支援なども狙いの1つとしまして、前回はさらに上回るプレミアム率100パーセントに引き上げ、プレミアム分を含みまして発行総額を、過去最高13億6,000万円ということで実施したいと考えております。商品券の券種の内訳につきましても、今回も

どこのお店でも使用できる共通券と、売上げ減少業種で使用できる事業者応援券の2種類に券種を分けまして、共通券については生活支援ということもあり、プレミアム分1万円のうちの2,000円を上乗せし1,000円券を12枚1万2,000円とし、売上げ減少業種で使用できる事業者応援券」につきましては、プレミアム分1万円のうち8,000円、500円券を16枚としまして、前回以上に幅広く多くの店で使用していただけるよう考えてまいります。販売数につきましては、本市の全世帯分約6万8,000セット、1世帯1セット限度で販売いたしたいと思っております。また、販売の流れとしましては、前回同様購入引換えはがきを各世帯へ郵送し、市内各郵便局や大型商業施設などにおいて販売を行いたいと考えています。実施に当たりましては、商品券の作成・管理・販売から加盟店舗の取りまとめ、換金までの一切を土浦商工会議所をお願いしたいと思っております。事業費ですが、このたび各世帯へ発行する購入引換えはがきの印刷代や郵送代とあわせまして、商工会議所へ補助金として交付しますプレミアム上乗せ分と、商品券などの印刷代、販売手数料、事務費等を合わせました7億2,314万3,000円の増額補正をお願いするものです。次にもう1つの事業土浦市事業者支援一時金支給事業ですが、資料の3ページをお願いします。こちらは、緊急事態宣言の影響緩和に係る事業者支援となっています。茨城県におきましては、感染抑止のため1月に発出されました県独自の緊急事態宣言の影響を受け売上が大きく減少した事業者に対し、事業継続の支援としまして営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金を支給しているところです。これは、1月又は2月のうち、いずれかひと月の売上高が、前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少した事業者で、営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接取引がある事業者、外出自粛要請によって直接的な影響を受けた主に個人向けに対面で商品販売やサービスを提供する事業者、ホテル・旅館などの宿泊事業者やタクシー、バスなどの事業者、土産物屋などをはじめ、県の緊急事態宣言との因果関係が認められたケースを対象に1事業者当たり一律20万円が支給となるものです。本市におきましては、息切れ倒産が迫っている状況なども伺えますことから、厳しい状況に置かれております市内事業者の事業継続支援を図るため、県の一時金の支給を受けた事業者に対し、1事業者当たり一律10万円を上乗せ支給するというものです。事業費ですが、この度、県の支援金の予算算出ベースに合わせ、市内550事業者に対する支援額5,500万円の増額補正をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○黒須農林水産課長 はい、農林水産課でございます。同じく別添資料1の4

ページを御覧ください。今回お願いいたします補正予算につきましては、5款1項3目土浦市ふるさと学生応援事業（新型コロナウイルス感染症対策事業）でございます。この事業は、令和2年度土浦市一般会計補正予算（第16回）において予算計上したものでございますが、国より令和3年度における交付金取扱いについて、地方公共団体の地方単独事業については、令和3年度実施予算に計上され実施される事業のみが対象と、正式に示されたことから、前回補正予算に計上いたしました当事業分の次年度への繰越明許の手続は行わず、再度、令和3年度補正予算に計上するものでございます。具体的な事業内容でございますが、5ページをお願いいたします。事業の概要でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、本市への帰省を含む移動やアルバイト等の経済活動が一部制限される状況下でありながら学業に勤しんでいる県外在住の学生に対して、本市の名産品を給付することで、その生活を支援するとともに、本市に対する郷土愛の醸成を図り、卒業後のUターンのきっかけを作ることとを目的としております。次に応援品といたしまして以下の5品、土浦ブランド認定品4品と本市産のお米、これに、土浦ブランド認定品パンフレット及び本市PRパンフレットを1セットといたしましてお送りいたします。続きまして、給付の対象者でございますが、茨城県外に居住する大学生等で、保護者が本市に住民登録をしていることとございます。次に定数につきましては、1,000人を予定しております。これは、前回の補正で500人としておりましたが、当初県外在住の学生を、1,000人と想定し、ここから半数の方が応募していただけると仮定して500人といたしましたが、同事業を行っている自治体を調べ、これを参考に再度応募者数の検討を行いまして、なるべく応募していただいた多くの方に給付ができるよう、想定人数そのままの1,000名に今回変更したものでございます。続きまして、周知方法（案）でございます。市ホームページ・広報つちうら6月中旬号・市公式ツイッターでの周知を考えております。続きまして、スケジュールでございますが、議会での承認を頂いた後、6月15日から広報つちうら6月中旬号、市ホームページ、市公式ツイッターで周知及び募集を開始し、7月30日までの期間で募集を行う予定です。その後、発送業者等を入札で確定し、応援品発送を9月下旬もしくは10月上旬頃行う予定でございます。今回はこの事業実施のための増額補正をお願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○平井都市整備課長 都市整備課でございます。令和3年度土浦市一般会計補正予算案について、説明いたします。都市整備課では、2つの事業について補

正をお願いするものでございます。サイドブックページは7ページ、紙の資料は6ページをお願いいたします。1点目は、7款土木費4項都市計画費9目公園費、事業名都市公園修繕事業におきまして、増額補正をお願いするものです。増額補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、令和2年度第16回補正におきまして、亀城公園トイレの洋式化及び手洗場の自動水栓への交換改修等について、今年度に繰越しを行っておりますが、当該改修に併せて、シンボル公園である亀城公園にふさわしい、利用者の視点に立ったトイレとして整備を行うため、サイドブックページは8ページ、紙の資料は7ページの右下の工事概要に記載のとおり、内装のリフォームとして小便器の改修や、壁や床タイルの張替、さらに、トイレ内のLED照明を増設する工事費として3,351万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。改修後のトイレ設備配置図については、サイドブックページは9ページ、紙の資料は8ページとなります。小便器はセパレート型、そして、新たにベビーチェアを設置する予定でございます。なお、工事期間は約3か月から4か月を要することから、年内の完了を予定しております。次に2点目としてサイドブックページは10ページ、紙の資料は9ページをお願いいたします。7款土木費4項都市計画費10目霞ヶ浦総合公園整備事業費、事業名霞ヶ浦総合公園関係新型コロナウイルス感染症対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に伴う増額補正となっております。増額補正の理由ですが、市民の憩いの場として、広域リクリエーションの拠点として、水辺環境の公園整備を進める中で、公園内トイレの洋式化や水栓ハンドルのレバー化等、新型コロナウイルス感染症対策事業に基づき現在対策を進めておりますが、霞ヶ浦総合公園内における感染症対策の一環として洗場を新設するため、地質調査委託料と工事費の総額で2,690万円の増額補正をお願いするものでございます。洗場の設置場所と工事の概要につきましては、サイドブックページは11ページ、紙の資料は10ページをお願いいたします。洗場は、水生植物園やネイチャーセンターに隣接し、湖岸には東屋が設置されており、霞浦湯の南側に四角い枠で示した場所に設置したいと考えております。なお、施設の規模は約40平米、工事の概要につきましては、資料右下に記載のとおり鉄骨の東屋造りとして、水道蛇口・シンクにつきましては自然公園等施設指針として、野営場の基準を参考として敷地面積に基づき積算し、8口としたものでございます。排水設備は道路西側に汚水の圧送管が設置されているため、排水管を敷設し、流すこととなりますが、圧送管まで勾配が取れず自然流下ができないため、マンホールポンプの設置を予定しております。さらに、屋外施

設のため用途によっては排水に油脂分等が含まれる場合も想定されるため、油脂分を分離・収集し、排水管のつまりを防止するグリストラップも、併せて整備をしたいと考えております。なお、地質調査委託料につきましては、敷地に東屋等を設置した際に、不動沈下の恐れもあるため、地盤の調査を行うものでございます。工期は、調査委託等を含めると今年度中には完成が見込める状況でございます。参考までにサイドブックページは12ページ、紙の資料は11ページに、洗場の参考図を添付いたしました。敷地の景観等を配慮し整備を進めてまいります。私からの説明は、以上となります。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○**寺内委員** 羽成課長、これなるべく早くやってもらいたいんだよね。8月では6月議会でも間に合うんじゃないか。臨時議会に出したくらいなんだから、7月くらいからできると、非常に有り難い。

○**羽成商工観光課長** おっしゃるとおりでして、8月と記載させていただきましたが、前は参加店舗の募集などもありましたが、今回は前回参加いただきました747業者にすぐに連絡をとり、案内をいたしまして、会議所のほうとも事業実施に向けて早急に進めてまいりたいと考えております。

○**内田委員** コロナにおけるプレミアム商品券は2回目です。基本的には大賛成です。目的は、2つあると思うんです。ひとつは市民に、ひとつは事業者にがんばってくれという思い。これ、2つあるけれども、事業者に対する思いを強くするならばね、10,000円の補助というのは税収から出していく訳ですから、これはこれで良いと思うんですよ。ただ、市民の負担、前は50パーセントでしたね。その補助率を同じにすれば、1.5倍の事業拡大になるんですよね。発行額が13億だと、約28億、29億のレベルになるんですよ。要するに、2万円じゃなくて3万円にするんですよ。市の補助は1万円、個人の負担を2万円にして、1万5,000円を2組にすると、経済効果が大事なことかなと思っているんですよ。結果的に、必ず売れ残ってしまうんですよね。それはその後のこととして、経済の規模を拡大して、実績は150パーセントで十分な効果を得たと判断するならば、倍率については同じで、結果的に補助率からいくと1.5倍の経済効果。発行額の増ができる考えると、私はそういうことも有りではないかという気がしたものですから、可能であるならば、その辺ちょっと御意見を伺えたらと思うのです。基本的には大賛成です。

○**羽成商工観光課長** 今、内田委員のほうからありましたお話について、私どものほうでも、制度設計をするに当たりまして昨年の2倍である1万円の恩恵

を受けられるように、1万5,000円を2つという案もございました。買いやすさといいますか、コロナの個人所得も減っている中で低所得の方が買いやすくなりますと、1万円を等しく恩恵を受けていただきたいということと、実際に購入のはがきを送りまして引換えをしてもらうための事務手続きといいますか、例えば2口買えますよという御案内をして、最初1口だけという方がいて、後からもう1口欲しいなど事務が煩雑になることも考えまして、今回そのような考え方のもとでお示しさせていただいた状況でございます。

○内田委員 私は、考え方の整理をしているのであって、3万円にするのか1万5,000円を2つにするのかという話もしましたが、その辺の判断で簡単にやれる、仕事量を増やすのがいいことではないことも分かっているのです、その辺のことも検討の余地があるかどうか、部長なりに。

○佐藤産業経済部長 貴重な御意見だと思います。プレミアムの2万円、それで100パーセントで、前回50パーセントから増やしたということで、課長のほうからもありましたが、市民と事業者の両方の方へということでございますので、当然、今おっしゃられた御意見とか、市民の方、事業者の方から返ってくると思います。そういったことから、今回せっかく応援チケットでございますので、そういった御意見から効果的なものを分析し、受け止めて、今後プレミアムの事業をやるかどうかは別問題ですけれども、把握してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○内田委員 じゃあ、最後に言います。要は、税負担を前回より倍出すわけです。補助を倍にして。それで、経済効果は1・5倍ということだね。今回は補助額は倍なんだけど、経済効果は1・5倍なんだ。算数のことだから誰でも分かると思うんだけども。その辺のことも意見ですので、年寄りの世迷言として、聞いておいてください。以上です。

○佐藤産業経済部長 貴重な御意見でございますので、そういった計算的なものを踏まえ、次につなげていきたいと思っております。今回、臨時交付金のほうもでございますので、そういった費用対効果は検証してまいりたいと思います。

○柳澤委員 水郷公園の洗場ね、この前事前に説明をもらったんだけど、まずこの2,600万円の内訳を教えてください。建屋、マンホールポンプ、水道設備がいくらかというのを教えてください。

○平井都市整備課長 洗場でございますが上水の付設の方が38万5,000円、マンホールポンプが396万円、洗場のほうが2,208万円と、主なものはこういった形でございます。

○柳澤委員 396万の中にはグリストラップも含まれているのかな。含まれ

ているものと解釈します。下水道課長、この場所に位置図の中に圧送管があるけれども、これは霞浦の湯の排水を流しているパイプなんだろうけども、この深さはどのぐらいだろうか。

○滝田下水道課長 1メートル程度になります。

○柳澤委員 この洗場から圧送管につなが形になっているんだけど、圧送管に排水を流す場合にはポンプで圧力をかけて入れないと流せないのかな。自然流下というのは無理なのか。1メートルあれば自然流下ができそうな気がするんだけど。

○滝田下水道課長 圧送管を直接入れる事は無理ですので、圧送管の元になっているポンプのところに入れる形になります。

○柳澤委員 ポンプというのはどこにあるだろう。

○滝田下水道課長 霞浦の湯のところにございます。

○柳澤委員 ああ、そう。管の図示してある先の始まりの部分に、この新設予定の洗場の排水を持っていかないと流せないという話かな、今のは。次の話に行きます。平井課長、この建屋は規格品で作ると言っていたね。

○平井都市整備課長 メーカーのオーダー品で鉄骨造のものになります。

○柳澤委員 今の個別の説明の中には、建屋がいくら、土間がいくら、周りの雨水受けがいくら、洗場がいくらと。これらは先ほどの38万5,000円の中に含まれてるんだろうか。

○平井都市整備課長 手洗場本体の中に、蛇口8口も含まれてございます。

○柳澤委員 シンクが4か所あるわね、シンク4か所に蛇口8個をつけた値段が38万5,000円という意味ね。

○平井都市整備課長 洗場と屋根く体全て一緒でございますので、含めての金額でございます。

○柳澤委員 あんたの説明よく分からない。く体というのは何を指しているの。

○平井都市整備課長 洗場本体の屋根と柱を含みます。

○柳澤委員 それは2,208万だろ、じゃあ、38万5,000円は何を。

○平井都市整備課長 38万5,000円は、水道管の立上げの部分でございます。

○柳澤委員 水道の工事料金が38万5,000円という意味かい。はい、分かった。では、2,208万円の中で建屋がいくらかというのは、たかだか40平米の建物を作って2,200万という金額は、住宅が一軒建っちゃうんだわ。たかだか柱4本に屋根をつけて洗場を作ったようなものが2,200万かかるとは思えないよ。なんでこんなにかかってしまうか、2,200万もかか

るんであれば、在来ならばもっときちんと使い勝手まで、隅々まで検討したものができるはずなんだよな。それで、更に言うと全体計画、この国民宿舎水郷の跡地の今後をどうやって活用していこうかという正式なものは何もないわけさ。全体計画があって、こういうものを作る。単純に今回この辺で遊びに来た人が帰りに手を洗ってで終わりさ。きちんと先々を見越して、キャンプ場を作るための指針があって、規程があってとあるが、あまりにもおざなりすぎる。全然、先を見ていないんだよ。俺は45年、子どもや孫を連れてキャンプをやっているんだけど、自然の中の上流でキャンプをしたこともあるけれど、いろんなキャンプ場に行っているけれども、この程度のものでは先々そういう事業に応えられないんだよ。どうせ整備をするならば最初から、もう少し突っ込んだ検討をしたらいんじゃないか。そのためにはこんなものは、こんなものは1,000万あればできる。今言っているのは、住宅1軒分の値段をかけてこの程度かかってというのが、正直な感想だ。なんでこれを臨時会に通さなければならぬのか。1か月で定例会じゃないか。まだ1か月ちょいあるんだから、もう1回その辺を検討してもらって、国からの補助金、地方創生交付金が1,000万充当できるから、それは大いに結構だけれども、期限は今年度いっぱいでしょう。だから半月、ひと月を争うような事案ではないと思うんだ。あまりにもおざなりなんだ、悪い表現をすると。基本的には賛成なんだ。だけれども、この程度のものでは賛成しきれない。それともう1点、1番の調査についてもこの場所は、もともと何があった。国民宿舎水郷があったんだよ。そこに今更、何で地盤調査なんて余計な金をかける必要があるんだ。しかもこれは、人間が住む施設じゃないでしょうよ。東屋だから。そういう余分な経費をかけすぎているのではないか、あんたら。更に言うと、どうしたって規格型の東屋となると、多分一般的には特約店とかそういうものが入ってきて、入札業者が制限されるという危険性がある。この2,200万のうちの建屋本体が幾らだか知らないけれども、しかし当然本体がいくらかという見積もりが来てるはずなんだよ。そういうものは高くなっちゃうし、在来でやればもっと安くできるし、シンクにしたって自由な設計がついて回るし、もう少し考えてやってくれないかな。今度の臨時会には、これは、俺は反対するよ。一旦これを取り下げてもらって、1か月あるんだからじっくり検討してちょうだい。

○船沢都市政策部長 今、委員の方からいろいろな、そうですね、全体的なものですか実際の資金のものをですね。いろいろ御質問を受けまして、まずそこを精査させていただきたいかと思っております。

○柳澤委員 これ通しちゃったら、そのままでゴーになっちゃうでしょう。そ

んなことも含めて、一旦これは臨時会から下げてもらって、1か月後の定例会に再度出し直してもらった方がいいと思うのよ。副市長、どうですか。反対はしないよ。私はもともとあそこにキャンプ場を作れと騒いでる方だから。良い話だけれども中身が伴っていない。費用対効果ってやつだ。一旦これは下げてください。下げられないのならば反対します。

○栗原副市長 計画的な部分、あるいは設計に至る部分も含めて御意見をいただきましたので、どのように対応していくかについては、少し検討をさせていただきたいと思います。

○柳澤委員 明日だよ、明日。臨時会は明日だ、大丈夫か。

○栗原副市長 実際に整備を進めていくという段階になりましたら、実施設計に入ってきますので、そういう中でもコストの面も含めて勘案することはできると思うのですが。

○柳澤委員 副市長、答弁が苦しそうだから。これ、明日通ってしまったら、この予算でやるしかないよ。この予算2600万で。じゃあ、この中で工法を変えて、そういう話かな。この範囲でも十分だと俺は思うけれども。今は、キャンプは365日やっているんだから、年間として。昔は夏しかやらなかったけれども、今は冬の方が人気あるんですよ。だからね、1か月、2か月を慌てる必要はない。税金ですよ。全体的な部分から見直してほしい、あまりにもこれはとって付けたような施設というふうに言わざるを得ないね。これが500万とか600万なら納得しますよ。2,600万かけてこの程度は、到底納得できない。以上です。

○内田委員 素朴な疑問で、今の件なのですけど、マンホールポンプっていうのは、地盤が要するに排水管に比べて低いからということだよ。だからポンプアップしてそっちへ送るんだということだと思っただけだけど、逆に、ちょっと地上げすれば終わる話なんじゃないのか。

○柳澤委員 頭いいね、そのとおりだよ。

○内田委員 だよな。俺は素人だけれど、なんでこんなことするのかあと単純に不思議に思っていました。ようは、これは何のために作るんだっけかというふうに考えると、自転車対策、今のサイクリングの流れで、確かにね。あそこは結構使ってますよ。こういうものがあれば、あそこをベースキャンプにすれば、りんりんポートができる前は県外のナンバーの車がすごかったんですよ。今でも歓迎されるべきものと思うんですよ。それと2,200万というのは高いなというのは、柳澤議員の言うのも、そのような気がします。意見です。

○勝田委員長 それではG Lを上げて勾配を取れるかどうかという質問ですよ

ろしいでしょうか。

○栗原副市長　そうですね、地盤を上げるという考え方もあると思うんですけども、具体的な設計段階で、先ほど柳澤委員からも御指摘いただいている設計も併せて、最大限コストを縮小する形でですね、マンホールの圧送の仕方、それから建屋の構造も含めて最大限コストが抑えられる方向で計画設計を進めていければと考えています。

○内田委員　イメージ的にいうならね、あそこに藤棚があるんですよ。ライオンがあって、あの藤棚の高さまではあげなくてもいいんだけど、俺はそういうイメージだったのね。芝生で勾配があって、そういうのが普通かなって。

○勝田委員長　ほかに、ございますでしょうか。

○寺内委員　栗原副市長の話聞いてると、この予算は通してもらって、中身は後でやりたいということなのかな。それともやはり設計から見直すんだから議案は1回取り下げてやりたいのか、はっきりしてもらわないと。明日、臨時会なんですから委員会でどのように議論をしたらいいか分からなくなってしまふので、柳澤議員はそれを聴いていると思うんですよ。こういうふうにしたいというのは、今聞いてわかったんだけど、2,600万は掛からないけれども、それを計上しておいて見直しをかけますかというならば、また話は諮れるけれども、今の話ではこの事業をやるかやらないか、分からない。そこを言ってもらわなければ、議論できないよ、これは。そこのところは、例えば予算はかからないけれども今日の明日なものだから、通してくださいと。それで設計等が出来上がったら、また新たに委員会の方に報告しますからっていうんだったら、委員の皆が納得してもらえらると思うんですけども。

○栗原副市長　御指摘ありがとうございます。予算については原案で御審議いただいて、実施に向けてコストの削減、設計を最大限合理化していくという方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柳澤委員　副市長ね、コストを削減しろといっているつもりじゃないんだ。この内容、中身を精査してちょうだいよ。先々を見越して、現場で行くなら高すぎるんだという話なのね。2,600万円をかけるんだったらそれに見合うものを作ってもらえばいいのさ。だから全体計画をしっかり押さえてもらって、その中で洗場が必要、トイレが必要という話が出てくると思うのよ。そういう全体計画が提示されていない部分で、1,000万もらえらるから使っちゃうという使い方は、いかなもんかねという話。話はそこから始まっているの、以上です。

○栗原副市長　全体の計画あるいは効果、どんなふうに使われていくかも含め

てですね、併せて御説明して、御提示できるように整理してまいります。

○寺内委員 これは委員長報告の方で、詳細にわたっては委員会に報告してもらおうということを入れてもらったほうがいいと思います。

○勝田委員長 それでは委員長報告に入れて、後ほど委員会に詳細の報告をいただくということでしょうか。

○寺内委員 これ、今日のやつだから最善の道だと思う。後は取り下げるしかないんだから。いいことなんだから、事業はやってもらって。

○勝田委員長 次に、②専決処分の報告（道路管理瑕疵）について執行部から説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。②専決処分の報告について、御説明いたします。今回の報告につきましては、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解2件でございます。サイドブックス2ページ、別添資料2ですと1ページをお願いいたします。1件目でございますが事故の発生日時と場所につきましては、令和3年2月15日の午前8時40分頃、2ページに添付いたしました紫ヶ丘工業団地の南側であります常磐自動車道の隧道で土浦市小山崎704番10地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道小山崎75号線を走行中に、車道の横断側溝に設置されたグレーチングが跳ね上がり、4ページにあります写真のとおり左前輪のタイヤ及びホイールを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、5万2,800円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、3ページにあります写真が現場状況でございますが、外れたグレーチングにつきましては、直ちに、補修をいたしております。2件目でございますが、サイドブックス6ページ、別添資料2で5ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和3年2月15日の午後8時40分頃、6ページに添付いたしました神立地区コミュニティセンターの南側であります土浦市神立町682番30地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道神立295号線を走行中に、陥没箇所接触到し、8・9ページにあります写真のとおり左前輪のタイヤ及びホイール、左後輪のホイール、サイドカバーを破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、23万546円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、7ページにあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに、補修をいたしております。説明につきましては、以

上でございます。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 次に、③令和2年度農業集落排水事業特別会計に係る消費税の修正申告について執行部から説明願います。

○**滝田下水道課長** 下水道課でございます。専決処分の報告につきまして、別添資料3の1ページをお願いします。農業集落排水事業で消費税の修正申告を行った結果、延滞税が発生し、この延滞税が損害賠償となることから専決処分を行ったものでございます。修正申告の概要でございますが、決算余剰金を特定収入と特定収入以外に区別すべき所を、全て特定収入以外で算出していたために、消費税が不足し追加納付となりました。追加納付の期間ですが、過去5年間分となります。計算した表がございます。令和元年度から平成27年度までの5年分で追加納付額が82万8,500円となり延滞税が2万300円で合計84万8,800円ございます。この延滞税2万300円が損害賠償金に当たることになり、地方自治法第180条第1項の規定により令和3年3月23日付けで専決いたしました。下水道課の専決処分の報告は、以上でございます。よろしくをお願いします。

○**勝田委員長** ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

(「なし」との声あり)

○**勝田委員長** 続いて、その他について執行部から何かありますか。

○**和田水道課長** 水道課でございます。本日、お手元にお配りしました真鍋四丁目地内の擁壁崩壊についての資料をお願いします。令和3年4月18日の深夜に、真鍋四丁目地内で発生しました住宅地での石積擁壁崩壊に伴う漏水事故につきまして、御報告させていただきます。事故の発生場所につきましては、真鍋四丁目地先でございます赤池の西側付近に位置する昭和48年頃に宅地造成された住宅地でございます。石積擁壁の崩壊と家屋の一部損壊により、土留めに沿って配管された水道管が破損したものでございます。事故当日の現場状況につきましては、前日より雨が続いておりました深夜2時ごろ、住民からの通報を受けて、水道課職員と水道業者により緊急対応を行ったものでございます。被害状況につきましては、破損した配水管から給水しておりました空き家5件を含めた17件のお宅で断水となりましたが、応急の仮設配管により、事故当日の午後5時ごろまでに復旧したものでございます。本日お配りしまし

た資料には、事故現場の状況としまして、崩壊した石積が下側の住宅にもたれかかっている状況と復旧状況の写真が添付してございます。崩壊箇所につきましては、今後の復旧までの期間、降雨などによる二次災害防止のため、ブルーシートでの被覆や破損した雨水排水管の仮設復旧を行ったところでございます。なお、石積の崩壊により現状位置での水道管の復元は困難な状況となっておりますので、今後の水道管の本設復旧につきましては、現場状況を検証したうえ、対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。水道課からの報告は、以上でございます。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 擁壁なんだけれども、一番最後のページ見たら、これ崩壊してしまうんじゃないかと思うんですが、民有地なのだけれども、万が一のことがあったら二次災害になってしまうのではないのでしょうか。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。水道課の和田課長の説明のとおり4月の18日に私どもも宅地の応急危険度判定並びに家の危険度判定のほうをさせていただきました。その結果、非常に危ない状況にあるということで住民の方には、この家に住むことはできないですよと、赤い紙を貼らせていただきました。擁壁につきましては、非常に危険でございますが、公共の擁壁ではございません。あくまで民の擁壁でございますので、こういった事例に関しましては、5月の19日に説明はさせていただきますが、基本的に市のほうで関与できることではないということをお話しさせていただく予定でございます。

○寺内委員 了解、分かりました。結局それは、所有者の方に何かしら言ってあげないと、役所は民民だからということじゃなくて、行政がもっと言うておいてくれたらよかったのにならないように、その話し合いの時には言うておいてください。あくまでも民民であって行政は中に入れないということは分かりますが、こんなに擁壁が膨らんじゃって、いつ倒壊になってもおかしくない状況のやつを役所は何も行政指導しなかったのかと言われても困るんで、その話し合いのときには言うておいてください。

○櫻井建築指導課長 申し遅れましたけれども、写真に載っている住宅につきまして、事前に中の家屋等を動かす解体の準備に入るという連絡を受けていますことを御報告いたします。

○寺内委員 解体するの。

○櫻井建築指導課長 上の住宅については解体する方向で中の動産とかを動

かす予定となっていると連絡を受けております。

○寺内委員 それだったらいいよ。二次災害になってはということなので、了解です。

○内田委員 櫻井課長さ、その話は最初に言わなくちゃ。最初から説明してれば、無駄な時間にならなくて済むんだよ。それと、法的な問題だと思うんだけど一番後ろのブロックが膨らんでる。上の建物は解体しても、この地盤自体が崩れたとしたら当然下に被害がでる、死人がでるっていう可能性があると思う。そういうときは、法的にどうなっちゃうのか。

○櫻井建築指導課長 和田課長のほうでお配りいたしました資料の写真の2枚目を見ていただきますと、この擁壁の上にフェンスがされております。さらに、下がったところにもフェンスがされております。擁壁の上にブロックで積んであるのですが、フェンスのところまでブロックで8段、擁壁の上に土盛りをした形になっています。擁壁の上に構造を直した後に積むのであれば問題ないのですが、その辺り、どうなっているのか分からないのですが、擁壁の上には基本、土盛りはできない状態になっているということを御理解いただきたいと思います。

○内田委員 どういうことか。

○櫻井建築指導課長 擁壁の上には土盛りは認められておりません。

○内田委員 認められてないけれど、土盛りしちゃってるんでしょ。

○櫻井建築指導課長 現場に行ってみたところ、そのようになっておりました。

○内田委員 そう言わなきゃ。法的にはやっちゃいけないんだけど、やってるんだらう。そのことを聴きたかったんだ。そのことを言ってもらわないと、俺らがばかになっちゃうからよということ。分かりました。

○勝田委員長 櫻井課長に伺いたいのは、擁壁の上の土盛りが的確ではないと。でも家が実際建っています。その状態で、建築確認は終わってしまったのかということなんですが。大分前のことでしょうか。

○櫻井建築指導課長 詳しく申し上げますと、和田課長のほうから48年頃ということで、住宅地図で申しますと最初に丸の書いてある28のところのお宅の方が建築をされました。

○内田委員 下が先なのか。

○櫻井建築指導課長 はい。その後に25番の方が位置指定で昭和49年にとりまして、上の方が住宅が建った状態でございます。こちらにつきまして、昭和55年の11月1日からで茨城県の時代に建てられたものでございます。1軒だけ平成5年に建築確認がされましたが、その時の建物につきましては一応、

ブロック塀があったということは把握しています。それに加重がかからない形で建てたものでございます。そのほかにつきまして現在、図面が残っておりませんので、こういった形で建物の加重がかかったかなのですが、残っている資料からはそういう形で、現在の地番で加重がかからない、擁壁の部分で加重がかかる形での資料は残っておりました。並びに設計の方にもそのような確認をしております。以上でございます。

○勝田委員長 分かりました。ありがとうございます。委員の方からは、ございますか。

（「なし」との声あり）

○勝田委員長 それでは長時間にわたり、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。